



しあわせ信州

第67回「くらしに役立つ法律のはなし」 ～ 11月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ テーマ	少年事件の実際 ～ 少年法の改正は必要？ ～
☆ 内容	少年による犯罪には少年法が適用され、成人とは異なった手続きによる調査や審理がされた上で保護処分や刑事罰が科されていますが、2022年4月1日から成年年齢が18歳になることに伴い、少年法の適用年齢についても18歳未満に引き下げるべきかが問題になっています。そこで今回は、一般的にはあまり知られることがない少年事件の実態について弁護士から解説していただきながら、少年法適用年齢の引き下げが本当に必要なかどうかについても考えてみたいと思います。
☆ 講師	弁護士法人下平法律事務所 諏訪 卓也 弁護士
☆ 日時	令和元年11月26日(火) 午後1時30分から3時まで
☆ 会場	南信消費生活センター会議室(飯田市美術博物館隣り)
☆ 参加料	無 料
☆ 申込み	聴講ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話(0265-24-8058)、メール(n-shohi@pref.nagano.lg.jp)、またはFAX(0265-21-1703)により、氏名及び居住市町村を記入してお申し込みください。
☆ その他	次回以降は決定次第お知らせします。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県南信消費生活センター
(所長) 石澤一志 (担当) 松本善彦
電話 0265-24-8058 (直通)
FAX 0265-21-1703
E-mail n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です